

中山間地域等直接支払制度等検討プロジェクトチームの設置について

平成 21 年 4 月 14 日
農 林 水 産 省

1．趣旨

中山間地域等直接支払制度に関する平成 22 年度以降のあり方については、本年 3 月より第三者機関である「中山間地域等総合対策検討会」における検討が行われているところであるが、農山漁村対策全体の中での同制度の役割・位置づけを明確にしつつ、同制度についての検討会における議論を効率的・効果的に進める観点から省内に「中山間地域等直接支払制度等検討プロジェクトチーム（以下「PT」という。）」を設置し、検討会との整合を図りつつ、制度の今後のあり方に関する主要な検討課題を集中的に議論し、論点と方向性の整理を行っていくこととする。

2．構成

（１）PT の本部は、以下をもって構成する。

本 部 長：江藤農林水産大臣政務官

本部長代理：官房長

副 本 部 長：農村振興局長

本 部 員：生産局長、経営局長、林野庁長官、農村振興局次長

（２）本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会は以下をもって構成する。

幹 事 長：農村振興局農村政策部長

副幹事長：農村振興局整備部長

幹 事：大臣官房政策課長

生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長、畜産振興課長

経営局経営政策課長

農村振興局農村計画課長、都市農村交流課長、

中山間地域振興課長、農地資源課長

林野庁企画課長、計画課長

（３）本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することができるものとする。

3．主な検討項目等

- ・ 中山間地域等直接支払制度の実績に照らした中山間地域等に対する条件不利補正のあり方の検討
- ・ 農地・水・環境保全向上対策等新たな農山漁村対策が展開されてきていることを踏まえた中山間地域等直接支払制度のあり方の検討 等

4．運営

- ・ PT の庶務は、農村振興局中山間地域振興課において行う。

< 主な検討課題 >

W T O 農業協定上の「緑」の政策及び食料・農業・農村基本法が規定する条件不利補正の具体的対策として、これまで約10年間実施してきた本制度の効果の検証・評価

現行制度に対する地元からのニーズを踏まえた検討

農業集落等の農業生産施設等の保全活動に着目して行われている農地・水・環境保全向上対策との効果的な連携のあり方

農山漁村対策全体の中での中山間直接支払制度の役割・位置づけ

等

これまでの検討経過と今後のスケジュール

